

○核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

(平成十二年十二月二十七日)

(科学技術庁告示第二十一号)

改正 平成二〇年 三月二八日 経 済 産 業 省 告 示 第 五 五 号
同 二四年 九月一四日同 第二〇〇号
同 二五年 六月二八日 原子力規制委員会告示第 一〇号
同 三〇年 六月 八日同 第 四号
令和 元年 七月 一日同 第 四号
同 二年 三月三一日同 第 八号
同 二年一二月一七日同 第 一三号

核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条の六、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第十四条、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）第十八条、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）第三十二条、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成十二年総理府令第百二十号）第十五条第六号及び研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第三十二条の規定に基づき、並びにこれらの規則を実施するため、核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示を次のように定め、平成十三年一月六日から適用する。

核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第七条の六、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第十四条、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「第二種廃棄物埋設規則」という。）第

十八条、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「廃棄物管理規則」という。）第三十二条、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）第二十五条第六号、研究開発段階用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「研開炉規則」という。）第八十三条及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号。以下「第一種廃棄物埋設規則」という。）第六十条において使用する用語の例による。

（平二〇経産告五五・平二五原子告一〇・平三〇原子告四・一部改正）

（容器に封入することを要しない核燃料物質によつて汚染された物の放射能濃度の限度等）

第二条 加工規則第七条の六第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号イ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号イ、研開炉規則第八十三条第一項第二号イ及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第一号イの原子力規制委員会の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成二年科学技術庁告示第五号）第三条第一項第一号に定める A_2 値の一万分の一とする。

2 加工規則第七条の六第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号イ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号イ、研開炉規則第八十三条第一項第二号イ及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第一号イの原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 通常の運搬状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。
- 二 雨水等が容易に浸透しないようにすること。
- 三 外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

（平二〇経産告五五・平二四経産告二〇〇・平二五原子告一〇・平三〇原子告四・令元原子告四・令二原子告八・一部改正）

（容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書）

第三条 加工規則第七条の六第一項第二号ロ、再処理規則第十四条第一項第二号ロ、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第一号ロ、廃棄物管理規則第三十二条第一項第一号

ロ、研開炉規則第八十三条第一項第二号ロ及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第一号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運搬する核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、形状及び性状
- 三 運搬する日時及び経路
- 四 運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置

(平二〇経産告五五・平二五原子告一〇・令元原子告四・一部改正)

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第四条 加工規則第七条の六第一項第四号、再処理規則第十四条第一項第四号、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第三号、廃棄物管理規則第三十二条第一項第三号、研開炉技術基準規則第三十八条第六号、研開炉規則第八十三条第一項第四号及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第三号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。

- 一 運搬物（研開炉技術基準規則第二十五条第五号に規定する容器を含む。次号において同じ。）の表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 二 運搬物の表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両の表面（開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 四 車両の表面（開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時
- 五 コンテナの表面における線量当量率については、二ミリシーベルト毎時
- 六 コンテナの表面から一メートルの距離における線量当量率については、百マイクロシーベルト毎時

(平二〇経産告五五・平二四経産告二〇〇・平二五原子告一〇・一部改正)

(危険物)

第五条 加工規則第七条の六第一項第六号、再処理規則第十四条第一項第六号、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第五号、廃棄物管理規則第三十二条第一項第五号、研開炉規則第八十三条第一項第六号及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第五号の原子力規制委員会の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
- 二 高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高压ガス（消火器に封入したものを除く。）
- 三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十五度以下のもの
- 四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのある物

（平二〇経産告五五・平二四経産告二〇〇・平二五原子告一〇・令元原子告四・一部改正）

（標識）

第六条 加工規則第七条の六第一項第十号、再処理規則第十四条第一項第十号、第二種廃棄物埋設規則第十八条第一項第九号、廃棄物管理規則第三十二条第一項第九号、研開炉規則第八十三条第一項第十号及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第一項第九号の原子力規制委員会の定める標識は、別記に掲げる標識とする。

（平二〇経産告五五・平二四経産告二〇〇・平二五原子告一〇・一部改正）

（特別措置に係る承認の申請書）

第七条 加工規則第七条の六第二項、再処理規則第十四条第二項、第二種廃棄物埋設規則第十八条第二項、廃棄物管理規則第三十二条第二項、研開炉規則第八十三条第二項及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状
- 三 運搬物の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率
- 四 講ずることが著しく困難である措置及びその理由
- 五 運搬に使用する容器の種類及び仕様
- 六 運搬に使用する運搬機器の仕様
- 七 運搬の日時及び経路
- 八 運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置

九 前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置

十 前二号に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害防止のために講ずる措置

(平二〇経産告五五・平二五原子告一〇・令元原子告四・一部改正)

(特別措置の適用を受ける運搬物に係る線量当量率)

第八条 加工規則第七条の六第二項ただし書、再処理規則第十四条第二項ただし書、第二種廃棄物埋設規則第十八条第二項ただし書、廃棄物管理規則第三十二条第二項ただし書、研開炉規則第八十三条第二項ただし書及び第一種廃棄物埋設規則第六十条第二項ただし書の原子力規制委員会の定める線量当量率は、十ミリシーベルト毎時とする。

(平二〇経産告五五・平二四経産告二〇〇・平二五原子告一〇・一部改正)

(線量当量率等の算定)

第九条 第四条、第七条及び第八条の線量当量率は一センチメートル線量当量率とする。ただし、原子力規制委員会が認めた場合は、この限りでない。

(平二四経産告二〇〇・一部改正)

改正文 (平成二〇年三月二八日経済産業省告示第五五号) 抄

平成二十年四月一日から適用する。

附 則 (平成二四年九月一四日経済産業省告示第二〇〇号)

この告示は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

附 則 (平成二五年六月二八日原子力規制委員会告示第一〇号)

この告示は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年七月八日)から施行する。

附 則 (平成三〇年六月八日原子力規制委員会告示第四号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日原子力規制委員会告示第四号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日原子力規制委員会告示第八号) 抄

(施行期日)

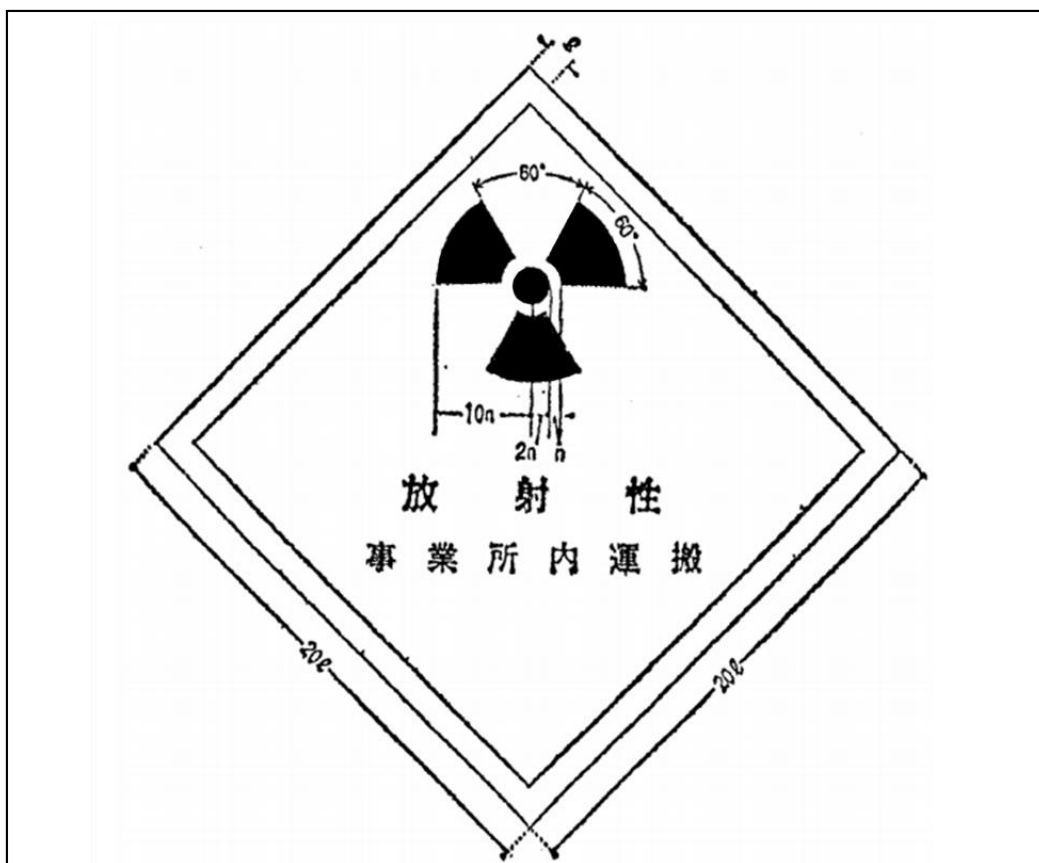
第一条 この告示は、平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)の一部を改正する告示(令和二年原子力規制委員会告示第四号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行

する。

附 則 （令和二年一二月一七日原子力規制委員会告示第一三号） 抄
（施行期日）

第一条 この告示は、令和三年一月一日から施行する。

別記(第六条関係)



- 注 1 l は、0.5センチメートル以上とする。
 2 n は、0.2センチメートル以上とする。
 3 車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。
 4 色彩は、次表によること。

部 分				色 彩			
	地			白			
三	葉	マ	一	ク	黒		
文				字	黒		
ふ	ち	の	部	分	白		
ふ	ち	の	内	側	の	線	黒

- 5 「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視区域内運搬」の文字で代えることができる。